

## 代議員制度導入にむけて検討を開始しました

（事務局 辻）

会員数が2,000人近くになり、会としての活動もだんだん大きくなってきました。そんな中で、「みんなの声をどう集めて、どう活かしていくか」が課題になっています。

いまは大事なことを決めるときに、書面表決をお願いしていますが、もっと身近な代表が声を届けてくれるような仕組みがあってもいいのでは？というので、「代議員制度」の導入を検討し始めました。

代議員は、地元地域で活動するみなさんの意見や気持ちを持ち寄って話し合い、会の方針を一緒に考える役割。将来的には、地域ごとに支部をつくって、その中で代議員を選んでいくことも考えています。もっと参加しやすく、声が届きやすい、身近な会を目指して、少しずつ準備を進めていきます。今後のお知らせにもぜひご注目ください。

公益社団法人福岡県社会福祉士会 会長 高田裕矢

### ■代議員制度とは（全国公益法人協会「非営利用語辞典」から引用）

社団法人で会員数が比較的多い法人では社員総会に際し、社員全員が一堂に会して議論、議決をすることが物理的にも、技術的にも困難であることが多いので、代議員制を採用し、一定のグループごとに代議員（一般法人法上の社員）を選出し、代議員の議決をもって社員総会の総意とする仕組みのことである。一般的な代議員制度は、会員数に応じた一定割合で代議員数を定め、代議員は、立候補した会員のなかから代議員選挙により選出される。代議員には、通常、任期を設定するので、何年かに一度、代議員選挙を実施する必要がある。代議員選挙にあたっては、代議員選挙に関する規程や細則などを定める必要がある。代議員制の利点は、法人にとってより適任である者を代議員として選出することができること、代議員だけが社員総会に出席すればよいので、社員総会の成立要件を満たすための労力が大幅に軽減され、効率的な議論が可能であるといった点にある。一方、代議員制の欠点は、代議員を選出する選挙に費用や事務的負担がかかり、選挙で選ばれた代議員が選挙時の公約とは異なる言動や行動をする可能性があること、会員からの意見が間接的になることを避けられず、社員総会において必ずしも社員の意見が十分反映されるとはかぎらないことなどがあげられる。

### ■本会がおかれている総会の現状と事務的課題

社員総会は、社員の過半数が出席することで開催されますが、決議内容（定款改正等）によっては、総社員の3分の2以上（67%以上）に当たる賛成多数をもって決議を行う必要があります。そうすると、社員数が多い法人では、全社員を一堂に集めて社員総会を開催すること自体が困難で事実上不可能です。書面表決書による議決権の行使という方法も有効ですが、社員が数千人規模になると書面を集めるだけでも多大な労力と費用が必要で、これも現実的に厳しさを増すばかりです。

そこで、会員の中から選挙で「代議員」を選び、その代議員が社員総会の構成員となる「代議員制度」（社員総会から代議員総会へ）を導入することが、本会の喫緊の課題となっています。

### ■代議員制度を導入するために必要なこと

代議員制度を採用する場合には、定款に定める必要があります。（定款の改正が必要になる）

また定款だけではなく、代議員をどう選ぶかという代議員選出規程や代議員総会の運営規則等の関連諸規程整備も同時並行して鋭意検討していきます。

### ■代議員制度の導入時期は？

また導入の時期も重要で、役員の改選年と代議員の改選年が同じ年になると大混乱になるため、例えば役員改選はこれまで同様西暦の偶数年に、代議員改選は奇数年にする等交互に実施していく必要があります。2026年度は役員改選の年ですから、2027年度から代議員制度が稼働できるように準備をするとなりますと、2026年度末までに臨時総会を開催して定款改正を行う流れになっていきます。

今後、代議員制度導入にむけてプロジェクトチームを立ち上げて、精力的に検討してまいりますので、都度経過は報告させていただきます。

以上